

## 「糸魚川大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」 における主な論点

### 1 木造建築物が密集した地域における火災発生に対する平時からの備え

《市町村が定める消防に関する計画》

- (1) 市町村が消防に関する計画（警防、避難、応援等に関する計画）を定めるにあたっては、「本件火災のように木造建築物が密集した地域」を災害危険区域として指定し、当該地域での強風下における消火活動を勘案したものとするべきではないか。

《木造建築物が密集した地域》

- (2) 火災が発生した際の被害軽減を図る必要のある「本件火災のような木造建築物が密集した地域」を、各消防本部においてどのように定めるべきか。

《消防力の整備指針及び消防水利の基準》

- (3) 「本件火災のような木造建築物が密集した地域」における署所及び動力消防ポンプ（常備及び団）の整備のあり方並びに消防水利の配置のあり方について、検討を行うべきではないか。

### 2 火災発生時に迅速かつ十分な警防活動を行うための活動基準の強化等

《常備消防及び消防団の出動基準》

- (1) 常備消防及び消防団の出動基準は、強風や飛び火等を勘案したものとするとともに、実際に出動を指令する際には、空振りを恐れず、早期に全隊出動等とするべきではないか。

《応援要請等に関する基準》

- (2) 隣接消防本部の応援要請、県内消防本部の応援要請等に関する基準は、強風や飛び火等を勘案したものとするとともに、実際に応援要請を行う際には、空振りを恐れずに早期に行うべきではないか。また、都道府県として、消火活動や水利確保等のため、都道府県内の応援に関する計画を定めるべきではないか。

《強風下における消火活動要領》

- (3) 強風下における消火活動要領（出火地点の消火、飛び火警戒等について定めるもの）について予め定めておくべきではないか。

《消防水利》

- (4) 防火水槽への充水や簡易水槽の設置など、水が不足した際の対応についての計画を予め定めておくべきではないか。（スーパーポンパー・10 t 水槽車・5 t 水槽車による他本部からの支援や、国交省排水ポンプや建設業者のミキサー車による支援、大規模防火水槽や深井戸等大容量水源の確保も含む。）

《民間事業者との給水活動等についての協定》

- (5) 地元建設業協会等及び個別の地元建設業者等との間で給水活動等についての協定を予め締結しておくべきではないか。

《消防団の安全管理等》

- (6) 強風下等での消防活動における消防団の装備や安全管理等の充実を図る必要があるのではないか。

《情報収集》

- (7) ヘリ、ドローン等を活用したライブ・空撮映像など被災区域全体を俯瞰する情報を収集・活用して消火戦術を構築できるよう、予め、その手段、体制、手順等を定めておくべきではないか。

### **3 木造建築物が密集した地域における強風下での火災に備えた訓練の実施等**

《木造建築物が密集した地域における強風下を想定した訓練》

- (1) 「本件火災のように木造建築物が密集した地域」での強風下における消火活動のための訓練（実動訓練及びシミュレーション等を活用した図上訓練）を実施すべきではないか。

《市街地火災延焼シミュレーション》

- (2) 消防庁において、現在開発している市街地火災延焼シミュレーションのソフトを、より使いやすく、高精度なものに改良すべきではないか。

### **4 木造建築物が密集した地域における火災予防対策の強化**

- (1) 「本件火災のような木造建築物が密集した地域」において、出火防止、火災の早期発見、初期消火の実効性を向上させる対策を講じる必要があるのではないか。

### **5 火災発生時における迅速な住民避難の実施**

- (1) 今回の火災における住民の避難行動等の実態を踏まえ、平時からの火災リスクの周知、迅速な避難等のための情報伝達、避難勧告等の発令、避難支援などのあり方を検討し、今後の対策に反映するべきではないか。

### **6 火災被害認定や罹災証明発行手続の迅速化**

- (1) 今回の火災のような大規模火災において、被災者支援のため、被害認定、罹災証明等の作業を迅速化する方策を確立、普及すべきではないか。